

水質汚濁防止法の改正（地下水汚染の未然防止）に関する Q & A

* 水質汚濁防止法の改正に伴ったよくある質問と市の見解を以下のとおり掲載しました。

届出に関すること		
1	Q	排水は下水道に全量を排出しており、届出も既に提出している。なぜ、今回届出が必要なのか。
	A	雨水を含め全量を下水道に排出している事業場は、現在「下水道法」に基づく届出を提出していただいております。 今回、地下水汚染を未然に防ぐために「水質汚濁防止法」が改正され、有害物質使用特定施設または有害物質貯蔵指定施設の設置者に排出先を問わず届出義務が生じました。従って、「水質汚濁防止法」の規定により新たに届出を行っていただくことになります。
2	Q	水質汚濁防止法により既に届出を行っている特定施設についても、新たに届出が必要か。
	A	水質汚濁防止法により既に届出済み特定施設については、新たな届出は必要ありません。ただし、有害物質貯蔵指定施設を設置する事業場は、当該施設について新たな届出が必要となります。
3	Q	届出の簡便化を図ることはできないのか。
	A	水質汚濁防止法以外（下水道法・瀬戸内法）の届出等を従前からされている場合、表紙や別紙については、類似する項目もあり記入する上で参考となります。また、別図や別表等はコピー等を行い、必要に応じ加筆することで作成の負担軽減が見込めます。
4	Q	既に有害物質使用特定施設を設置しているが届出はいつまでに提出すればよいか。
	A	平成 24 年 6 月 1 日の時点で、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している（設置の工事を行っている場合を含む）場合は、原則 6 月 30 日までに届出を提出していただく必要があります。
5	Q	届出用紙はどこで手に入れることができるか。また、届出用紙のファイル形式は。
	A	大阪市のホームページからダウンロードできます。 ファイル形式はマイクロソフト社の Word 及び Excel 版と、PDF 版があります。 工場・事業場の排水規制のウェブサイト http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000010303.html 大阪市 排水規制 検索 また、届出を受付する各事務所（下表参照）でも配布します。
6	Q	届出の提出先は。
	A	下表のとおりです。
担当区域		担当の事務所
下水道へ作業排水を放流する事業場	旭、都島、鶴見、城東 東成、生野、天王寺	東部 方面管理事務所設備課（水質規制） 〒536-0024 大阪市城東区中浜 1 丁目 17 番 10 号 TEL：6969-5848 FAX：6967-3531
	大正、港、西 中央、西成、浪速	西部 方面管理事務所設備課（水質規制） 〒557-0062 大阪市西成区津守 2 丁目 7 番 13 号 TEL：6567-6498 FAX：6567-6410
	平野、東住吉、住吉 住之江、阿倍野	南部 方面管理事務所設備課（水質規制） 〒559-0023 大阪市住之江区泉 1 丁目 1 番 189 号 TEL：6686-4877 FAX：6686-1404
	東淀川、淀川、北 西淀川、此花、福島	北部 方面管理事務所設備課（水質規制） 〒554-0001 大阪市此花区高見 1 丁目 2 番 47 号 TEL：6462-1509 FAX：6463-4330
公共用水域へ作業排水を放流する事業場		下水道河川部水環境課（水質管理担当） 〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 TEL：6615-7527 FAX：6615-7690

7	Q	用水使用量の欄には当該施設（有害物質使用特定施設）のみの使用量を記載するのか。
	A	特定施設全体としての使用量を記載していただいても構いません。
8	Q	有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の両方を持っている場合、様式第 1 の記載方法は。
	A	両方を記載する場合は二重線による取り消しが不要になります。
9	Q	下水道法に基づく特定施設の届出を既に行っているが、今回の水質汚濁防止法の届出に合わせて下水道法の届出も再度必要か。
	A	今回提出いただくのは、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設使用届出書及び有害物質貯蔵指定施設使用届出書のみです。ただし、当該施設の変更や新たな施設を設置する場合は、水質汚濁防止法と下水道法の両方の届出が必要です。
10	Q	届出の提出後、市の職員による届出内容の実地確認はあるのか。
	A	本市職員が事業場に立入り、届出内容の確認を行います。

有害物質に関すること

1	Q	硝酸や希硝酸・アンモニア・尿素・4 級アンモニウム塩は有害物質に該当するのか。
	A	硝酸、希硝酸・アンモニアは水質汚濁防止法では有害物質に該当します。なお、それらの化合物である硝酸ナトリウムや塩化アンモニウム等も有害物質に該当します。 尿素・4 級アンモニウム塩は該当しません。
2	Q	下水道法で規制されていない硝酸やアンモニアが、なぜ、今回の水質汚濁防止法では有害物質に該当するのか。
	A	水質汚濁防止法では、人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質（有害物質）として、硝酸、亜硝酸、アンモニア及びそれらの化合物（アンモニア等）が定められ、排水基準値が設定されています。一方、下水道法による排水規制ではアンモニア等については、ある程度下水処理場で処理できる物質であるため、これらの物質に対しては下水道管理者が必要に応じ基準値を定めることができると規定されています。現在、大阪市ではアンモニア等の基準値を定めておりません。 このため、下水道法で規制されていない物質が、今回、有害物質として対象となっています。
3	Q	有害物質が漏えいした場合の対応は。
	A	まずは漏えい・地下への浸透を止める措置を行ってください。また、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を担当の管理事務所までご連絡ください。

構造基準に関すること

1	Q	有害物質使用特定施設から排水される排水処理施設の原水槽は構造基準の適用範囲に入るのか。
	A	排水処理施設は構造基準の適用範囲に入らないため、原水槽が排水処理と一体をなすものであれば適用範囲外となります。
2	Q	A～C 基準の適用は設備ごとに決まるのか
	A	そのとおりです。なお、A～C の基準は大まかには ・A 基準：新設の基準 ・B 基準：既設の基準 ・C 基準：既設であり A 及び B の基準に適合しないもの となっています。 なお、C 基準については平成 27 年 5 月 31 日までに A 又は B の基準へ適合させなければなりません。
3	Q	A～C 基準の判定は誰が行うのか
	A	基本的には各事業者で判断していただくことになります。なお、その際には本市が配布しています「有害物質を使用する特定施設・貯蔵施設に係る構造等に関する基準及び点検【早見表】」やマニュアル(※)を参考にしてください。 なお、本市による立入調査の際に適宜、基準に適合しているかを確認することになります。 ※（地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第 1 版）平成 24 年 4 月環境省水・大気環境局 土壤環境課 地下水・地盤環境室）

4	Q	特定施設以外の施設で有害物質を使用している場合、構造基準の適用や点検の対象となるのか、なお、有害物質貯蔵指定施設も設置していない。
	A	有害物質を取り扱う特定施設や貯蔵施設を設置せず、単に可搬容器に有害物質が入っているものを取り扱う事業場では、構造基準の遵守及び点検義務はありません。
5	Q	既に有害物質使用特定施設を設置しているが、構造基準を満たしていない場合はどうなるのか。
	A	平成 24 年 6 月 1 日の時点で、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している（設置の工事を行っている場合を含む）場合は、当該施設に対し平成 27 年 5 月 31 日までは構造基準の遵守は適用されません。この間は点検のみ義務づけられます。（C 基準） ただし、平成 27 年 5 月 31 日までに構造基準（A 又は B 基準）を遵守する必要があります。
6	Q	6 月 1 日以降に有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造を変更する場合の基準は。
	A	変更部は A 基準を遵守していただくことになります。ただし、B 基準を遵守するために変更を行う場合は B 基準が適用されます。
7	Q	6 月 1 日以前に工事に着手するとして、既に届出を提出したが、工事の着手が遅れ、6 月 2 日以降に着手した場合の基準は。
	A	工事中の施設にかかる既設の判断は 6 月 1 日に工事に着手している場合となります。届出書の記載日にかかわらず、6 月 2 日以降に工事着手した場合には、A 基準が適用されます。
8	Q	一斗缶やポリタンク、ドラム缶等で有害物質を保管している場合、有害物質貯蔵指定施設に該当するか。
	A	物理的に固定されていない一斗缶やポリタンク等は有害物質貯蔵指定施設に該当しません。
9	Q	研究機関の洗浄施設（流し台）で有害物質を使用しているが、届出は必要か。
	A	有害物質を使用する洗浄施設については有害物質使用特定施設に該当するため届出が必要です。有害物質の濃度は関係ありません。ただし、有害物質濃度が常時検出限界未満である場合は付帯設備である配管等には構造基準は適用されません。
10	Q	硫酸アンモニウム・リン酸アンモニウムを場内の生産設備で使用する場合、それらの貯留タンクは有害物質貯蔵指定施設に該当するか。
	A	生産工程の中に一体として組み込まれている施設は生産施設とみなされ、有害物質貯蔵指定施設に該当しません。
11	Q	ジクロロメタンをドラム缶で購入し、小分けしているが、届出は必要か。
	A	ドラム缶からいったん貯留槽等の施設に移し替えて保管する場合は、当該貯留槽が有害物質貯蔵指定施設に該当するため届出が必要ですが、ドラム缶から直接ポリタンク等の容器に小分けしている場合、当該ドラム缶は有害物質貯蔵指定施設には該当しないため、届出は不要です。
12	Q	アンモニアを液体ポンペでタンクに受け入れているが、届出が必要か。
	A	漏えいした時のアンモニアの状態が液体でなければ、届出は不要です。
13	Q	6 価クロムのイオン交換施設（イオン交換水は再利用する）は有害物質使用特定施設に該当するか。
	A	当該施設は排水処理施設と考えられるため、有害物質使用特定施設に該当しません。
14	Q	微量の有害物質を使用している場合でも有害物質使用特定施設に該当するか。
	A	当該施設が特定施設であれば、有害物質の濃度に関係なく有害物質使用特定施設に該当します。
15	Q	有害物質貯蔵指定施設の防液堤の容量は、当該貯蔵施設の容量以上でないといけないのか。
	A	必ずしも貯蔵量全てに対応した容量の防液堤を求めるものではなく、想定される流出量に対応できる規模や機能を求めています。
16	Q	C 基準の配管は、B 基準に適合させるために敷設しなすなければならないのか。
	A	点検箇所を増やす等の措置をとることで、配管を敷設しなすなくとも B 基準に適合させる方法があります。

点検に関すること

1	Q	点検は必ず自社で行わなければならないか。
	A	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者が点検及び結果の記録、保存を行うとされていますので、他者へ依頼する場合は設置者の責任で行ってください。
2	Q	点検結果の記録様式は。自社の設備点検表に必要事項を追加してもいいのか。
	A	様式については特に定めは無く、必要事項が記録されていれば問題ありません。
3	Q	点検結果の保存期間は。
	A	点検結果の保存期間は 3 年間です。
4	Q	研究機関の洗浄施設全てで有害物質を使用する可能性がある場合、配管等の点検は全ての洗浄施設において必要か？
	A	基本的に全ての洗浄施設について点検が必要です。有害物質を使用する洗浄施設を限定すれば点検箇所を減らすことができます。
5	Q	点検記録は自社で保管するだけでよいのか。
	A	基本的には自社保管で構いません。立入時に本市職員が点検記録の開示を求めた場合は開示してください。
6	Q	点検記録の保管は電子ファイルでの保管でもよいか？
	A	構いません。